平成２３年（フ）第５７３７号
東京都北区滝野川３丁目75―15―701
破産者　鈴木トモ子
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７９６号
東京都中央区東日本橋２丁目９番２号　東日本橋292ビル４階
破産者　株式会社バリューワン
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８０４号
東京都武蔵野市緑町２丁目６番８―10号
破産者　有限会社藤建設
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８０５号
神奈川県横浜市保土ケ谷区桜ケ丘２丁目32―１―409
破産者　工藤　光夫
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０３２号
埼玉県幸手市大字上高野1351―15
破産者　今泉　淳一
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３２１号
東京都台東区東浅草１丁目７―５―903
破産者　落合　清和
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３６５号
東京都杉並区井草４丁目20―16
破産者　吉野　真二
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３８５号
東京都北区豊島５丁目５―６―320
破産者　中澤　竜也
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４８４号
東京都町田市山崎町2130　山崎団地７―９―301
破産者　西川　和麿
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４９０号
東京都大田区北馬込２丁目29―７―502
破産者　小野　達人
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４９１号
東京都江戸川区中葛西２丁目24―13　ソシアル・ホシ・３―107
破産者　伊藤　知位
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５０３号
東京都練馬区三原台２丁目14―14―Ⅱ201
破産者　小塚利枝子
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５２２号
東京都練馬区平和台１丁目１－６―103
破産者　羽藤　　衛
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６５１号
東京都墨田区石原４丁目４－３―209
破産者　細野　二郎
1　決定年月日　平成23年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１４号
千葉県我孫子市青山１番地の１―804号
破産者　有限会社和智運送
1　決定年月日　平成23年８月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１０６号
千葉県八街市八街は106番地
破産者　金子　恵子
1　決定年月日　平成23年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１０４号
宮崎県延岡市伊形町4922番地
破産者　有限会社東九州電気ネオン
1　決定年月日　平成23年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第６６１５号
東京都港区港南２丁目11番３号
破産者　株式会社サンプル・ラボ
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８９８３号
東京都江東区東砂３丁目18―12
破産者　森田　義二
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５５４６号
東京都葛飾区金町３丁目20―９―303
破産者　伊藤　昌信
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７４４号
埼玉県入間市小谷田１丁目６―14
破産者　菅原美知代
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７５８号
千葉県松戸市和名ケ谷1307―30
破産者　渡邊　裕幸
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部